

## 令和4年度当初予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	こども家庭課

[単位:千円]

限度額	期間	財 源 内 訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
20,472	令和5年度～令和9年度				20,472	

### [事業の目的]

- (1) 令和4年度貸付決定、令和4年度貸付開始分  
 学校入学後にひとり親家庭となった場合、家庭や資金調達の事情の変更があった場合等、学校入学後に貸付けが必要となった場合において随時、相談申請を受け、在学期間中の修学資金の貸付けの決定を行うため。
- (2) 令和4年度貸付決定、令和5年度貸付開始分（早期決定分）  
 令和5年度の入学決定（令和5年2月～3月）後、修学資金の貸付けに係る相談・申請を受け、速やかに（令和4年度内に）貸付決定を行うため。

### [事業の内容]

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が現に扶養している児童等が、経済的理由により修学が困難な場合に、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学及び大学院に修学させるのに直接必要な授業料、書籍代、通学費等として貸付けを行うもの。

### [これまでの関連する取り組み]

平成29年度まで鳥取県で実施。

### [今後の取り組み]

中核市移行に伴い、平成30年度から本市で福祉資金貸付業務を開始した。  
 今後も引き続き、貸付業務を行う。